

2022年6月24日

# UPR（普遍的定期的審査）第4回日本政府審査のための 共同提出レポート

## 共同レポート提出団体名：

1. 国際人権活動日本委員会
2. 東京・教育の自由裁判をすすめる会
3. 国民のための奨学金制度の拡充をめざし無償教育をすすめる会（奨学金の会）
4. 日本出版労働組合連合会
5. 日本航空不当解雇撤回原告団
6. 治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟

国連経社理特別協議資格 NGO

## 国際人権活動日本委員会

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 2-33-10

tel : 03-3943-2420 fax : 03-3943-2431

e-mail : hmrights@yahoo.co.jp

# 1. 自由権規約・第1選択議定書の早期批准及びすべての「個人通報制度」 の実現に向けて

国際人権活動日本委員会

## 1. 論点：これまでの経緯を踏まえて

- a) 1979年6月6日に国会は市民的・政治的権利に関する人権規約（自由権規約）を批准したが、第1選択議定書についてはその後40年以上が経過しているが、未だに批准されずに現在に至っている。
- b) 日本（政府）はその後批准した主要な人権条約について、そのすべての「個人通報制度」を批准していない。
- c) 日本政府は第1選択議定書（個人通報制度）について、その批准を速やかに行わない理由として「司法権の独立が懸念される」（1979年に規約を批准した際のコメント）「国内の司法制度と立法政策との関連で問題が生じる」（2014年5月、第6回自由権規約日本審査に向けてのLOIに対する回答）「他国の事例等も踏まえた上での検討が必要」（2012年、日弁連への外務省のコメント）等を挙げているが、実際に検討した内容の報告もなく全く前進していない。そればかりか勧告された事例について、政府は法的拘束力がないとの姿勢が強く、改善しようとする姿勢が極めて薄弱である。
- d) 国内の人権状況は改善の方向が見られず、例えば各国の人権分野での比較の中で日本の状況は次のように、国連の人権理事国に名を連ねる国として恥ずかしい状況になっている。  
「ジェンダーギャップ（男女格差：世界経済フォーラム報告）＝120位（153か国中）  
「幸福度」＝56位（国連SDSNの調査：2021年度）  
「報道の自由度」（国境なき記者団2021年）＝67位

## 2. 意見

国内の司法制度の問題点として「代用監獄」とも呼ばれる長期にわたる取り調べ、身柄の拘束が横行し、或いは死刑が確定した後で、新たな証拠が見つかったことなどにより調査の結果、再審が認められ、再度の審議により無罪が確定した「冤罪事件」の事例も少なくない。その原因として「自白」の強要、長期間にわたる身柄拘束による自白中心の取り調べ方法等多数の問題点も指摘されている。日本国内の検察・司法の状況として人権の侵害などで問題のあるケースが多数存在する。

- a) 長期拘束・代用監獄については以下のように国連機関から繰り返し、その廃止を求める勧告が出されている。
  - 1993年：国際人権（自由権）規約委員会勧告＝取り調べ時間の制限の規定が存在しないこと。また捜査と拘禁が分離された当局の管理下に置かれていないことへの懸念、および人権規約に適合させるように勧告。（1993年11月5日 CCPR/C/79/Add.28 para 13）
  - 1998年：同委員会から勧告。前回の勧告が全く改善されていないことへの懸念と再度の

勧告。(1998年11月19日 CCPR/C/79/Add.102 para 22, 23)

- 2007年：国連拷問禁止委員会の勧告＝捜査と拘禁の分離、警察拘禁機関の上限設定等代用監獄制度の廃止を求める勧告。(2007年8月3日 CAT/C/JPN/CO.1)
- 2008年：国連人権理事会作業部会の勧告＝代用監獄と取り調べ問題についての勧告(2008年5月30日 A/HRC/8/44 para.8)
- 2013年5月：国連拷問禁止委員会＝「日本の法と実務を国際基準に合致させるため、代用監獄制度の廃止を検討すべき」との勧告。(2013年6月28日 CAT/C/JPN/CO.2 para.10)
- 2014年：国際人権（自由権）規約委員会の総括所見「利用可能な資源の不足、犯罪捜査が効率的であることを理由に代用監獄の使用を正当化していることを遺憾とする」(2014年8月20日 CCPR/C/JPN/CO.6 para.18)

b) 冤罪について。

再審裁判の結果（静岡地裁）(2014年3月27日)死刑判決に対しての冤罪の疑いから、死刑執行が停止された袴田事件。

容疑者及び弁護団から冤罪の疑いが示され、再審請求が出されているにも関わらず、死刑が執行されてしまった飯塚事件等、冤罪、冤罪の疑いが濃厚といった事件が数多く存在する。その原因として、警察・検察当局が犯人・容疑者を予め「見立てて」特定し、その容疑者の犯罪を立証するために有利な証拠・証言だけを採用、不利な証拠等や排除する、という捜査の方法に大きな問題がある。

以上のように国内の司法手続きでは救済されず、人権が著しく侵害されている個人にとっての救済方法として、直接国連の人権機関に訴えでて、人権侵害の状況の改善を図ることができる「個人通報制度」の早急な実現が求められている。また「個人通報制度」が認められることで、警察・検察の強引な取り調べ方法を抑制することや司法における判断にも国際的な基準に合わせた審理が求められることから、日本の犯罪捜査のあり方全体にもよい影響が得られるものと考えられる。

### 3. 結論

以上から、UPR 審査委員会は日本国内の司法制度の実態、人権侵害の状況についての改善を図るために自由権規約第一選択議定書等で規定されている「個人通報制度」の実現に向けて、早期の批准を行なうよう日本政府に強く要求する。

## 2. UPRレポート：東京の公立学校における国旗国歌の強制問題

東京・教育の自由裁判をすすめる会

### A. 事実関係と問題点

#### [都教委による学校行事における国歌シンボル崇拝の強制]

1. 2003年以来、東京都教育委員会は卒業式などの行事において、国旗掲揚時に起立し国歌を斉唱することを教職員の職務と定めた「10・23通達」を発し続け、従わない教職員を罰している。その数は484人に達した。思想良心の自由侵害に当たると訴えた裁判では、戒告より重い処分は取り消されたものの、処分そのものは人権侵害に当たらず合法とされている。

#### [命令に服従しない理由]

2. 国旗国歌「日の丸・君が代」は、第二次大戦で日本の侵略戦争のシンボルだったので、侵略を受けたアジア諸国や国民の間で未だに抵抗感が強い。不適切なシンボルに敬意を表する行為は、教員個人の信念と歴史観、そして子どもたちに敬意を強制できないという教員としての教育観に関わる問題である。
3. 都教委は、教職員が例外なく起立斉唱することを通して生徒を起立させることを狙っている。全校の「式次第進行表」には「起立しない生徒がいたら、司会は起立を促す」との文言がある。
4. 卒業式でクラスの大半の生徒が起立しないと、教員が指導力不足を理由に嚴重注意処分を受け責任を問われる。その数は初年度だけで67人に及んだ。

#### [不服従によって生じる不利益]

5. 処分された教員は、懲戒処分による直接の経済的不利益、不名誉の他、昇給・昇任の差別、担任から外されるなどの仕事上の差別、定年後の再雇用から排除される差別など、様々な差別を受ける。
6. 彼らは更に「再発防止研修」を課され、成果として思想改変を迫られる。

#### [日常の教育活動への影響]

7. このような上意下達の命令による画一的な教育統制は、卒業式の日だけにとどまらず、日常の教育活動全体に及び、都立高校の自由な校風は失われつつある。
8. 信条や教育観に関わる処分により、教員は萎縮し、創意工夫の意欲を失い、画一化序列化された価値観に縛られて、学問の自由や子どもの学習権が侵害される状態になっている。

### **[大阪では条例という立法措置で起立斉唱を強制]**

9. 大阪府は、起立して君が代を歌うことを命ずる「君が代起立条例」を 2011 年に、その命令に従わない公務員を罰することを規定した「職員基本条例」を 2012 年に制定した。前者はその目的に、教員全員を起立斉唱させることを通して生徒に愛国心を植え付けることを謳っており、後者は同一職務命令に 3 回違反すると免職と定めている。

## **B, 意見**

### **[最高裁の審査基準は「必要性・合理性」]**

10. 最高裁は、教員の不服従の動機が、思想・良心・宗教の自由に関わるものであることは認めた。しかし、起立斉唱命令には、儀式の秩序維持と円滑な進行のための「必要性・合理性」があるから、人権を制約することが許されると判断した。この判断基準は、世界人権宣言や市民的及び政治的権利に関する国際規約等で定められている「立法・目的・必要性」の基準に合致しない。

### **[2018年10月に出された CEART 勧告(CEART/13/2018310)]**

11. 国旗国歌起立斉唱強制問題について、国際機関では、CEART が 2019 年に勧告(CEART/13/2018/10)を発表している。その中で次のように、教員の市民的権利を承認し、日本政府に対しては起立斉唱を強制しない方法を探るよう、勧告している。

「98. 教員には国旗掲揚儀式に同意せず、それに反対する意見を表明する権利がある。」

「105. 従順を示す特定の表示行為に参加することに違和感を抱く教師をも受容するような解決策を模索するよう勧告する。」

### **[自由権規約委員会による第7回日本審査]**

12. この問題について私たちは、自由権規約委員会第7回日本政府審査にNGOレポートを提出し、List of Issues para26に「10・23通達」の規約適合性が取り上げられた。コロナ禍のため延期されていた第136会期は、10月に開催される。

## **C, 求める勧告**

13. 作業部会におかれては、この問題を第4回日本審査で取り上げ、日本政府に対し、国家シンボルに対する敬意の強制を控えるよう地方行政機関を指導し、学校生活のあらゆる面で世界水準の自由を保障するよう適切な措置を執るよう勧告していただきたい。

### 3. 第4回 UPR 審査レポート（奨学金の会）

#### 国民のための奨学金制度の拡充をめざし 無償教育をすすめる会（奨学金の会）

奨学金の会は、2007年12月14日、「国民のための奨学金制度の拡充をめざし、無償教育をすすめる」ことに賛同する、労働者や教職員、学生、学者などの団体・個人が集まり結成された、奨学金のローン化に反対し、国際的潮流である無償教育実現と給付奨学金の拡大をめざす市民団体である。現在まで請願署名運動を中心に、街頭宣伝、関係省庁への要請行動や国連人権理事会への意見書提出などに取り組んでいる。

日本政府は2012年9月11日、国際人権規約A規約（社会権規約）13条（教育についての権利）2項（b）（c）について、33年間の「留保」を撤回し、すべての教育段階で無償化をすすめることに「拘束」される国になった。

その後の政権も同条約批准の立場を継承し、2018年度に給付奨学金制度導入、2020年度「大学等における修学支援に関する法律（大学等修学支援法）」における消費税増税分を財源とした低所得層への授業料減免と給付奨学金制度の導入が進められた。

しかし、その対象は非課税世帯等に厳しく限定され、国立大学で授業料減免を受けていた一定層が対象外になった。一方で2020年度私立大学初年度納付金（授業料、入学金、施設設備費の合計）の平均額は、対前年度比1.2%増の135万6223円と過去最高額になり、国立大学も標準額以上に授業料を値上げする大学が増えている。

さらに文科省は2021年4～12月に新型コロナウイルス感染拡大を理由に大学を中退・休学した学生について、前年度同期に比べ中退者が1.4倍、休学者が1.3倍になったと公表するなど、教育を受ける権利への侵害が続いている。

2013年5月17日、国連社会権規約委員会は「日本の第3回定期報告に関する総括所見」を示し、C「懸念事項と勧告」における7パラグラフには、「委員会は、締結国が本規約の規定を国内法体系において効力を与えていないという従前の懸念を再度表明する…『漸進的実現』の語は、規約上の権利の全面的実現を可能なかぎり迅速かつ効果的に達成する義務を課すものであることを、締結国が想起するよう求める。」と指摘し、①無償教育の具体的行動計画の作成。②朝鮮学校に対する就学支援金支給。③高校の入学金と教科書の早急の無償措置。④教育費の直接の費用（授業料等）と間接の費用（学校納付金等）の無償措置。⑤給付奨学金導入（不利な立場の個人の平等化重視）。⑥初等・中等・高等教育の教育職員の地位に関する勧告の着実な実施（少人数学級、過重労働や非正規雇用の解消など）。⑦第13条1項の教育目標（人格の完成・尊厳、友好、平和など）に違反しない教

育課程・教科書等の監視システムの整備。等の措置を具体的に求めたうえで、その導入状況について2018年5月31日を期限に回答を求めた。

しかし、4年が経過した2022年5月現在、日本政府による「(A規約)第16条および第17条に基づく第4回政府報告」は行われていない。前述のとおり⑤給付奨学金の導入は実現したものの、その規模は極端に限定されたものであり、その他の項目はほとんど前進がみられない。

そして、国際人権規約A規約(社会権規約)13条の実現を求める声に対して、日本政府は「教育無償化の進め方は締結国にゆだねられている」「(総括所見・勧告には)法的拘束力はない」と回答し、無償教育を実現する具体的な計画すら示そうとしていない。

日本政府は、基本的人権の基礎としての「教育を受ける権利」を蔑ろにし、教育の市場化をすすめる、経済的格差による教育格差を拡大・固定化させている。

我々は人権理事会対し、日本政府の人権侵害について審査し、しかるべき勧告を行うよう求める。

以上

## 4・教科書記述は政治的干渉から遮断されていない

日本出版労働組合連合会

1. デヴィッド・ケイ前特別報告者は、言論・表現の自由に関する特別報告で、日本政府に対し、歴史教育と教科書の改善を勧告した（A/HRC/35/22/Add.1、パラグラフ 37～42）。
2. しかし政府は、この勧告を拒否し、次のように主張した（A/HRC/35/22/Add.5）：  
「教科書は、民間の著作物であり、学習指導要領を踏まえ、具体的にどのような事項を取り上げ、どのように記述するかについては、欠陥のない範囲において、教科書発行者の判断に委ねられている」（「パラグラフ 40」および「パラグラフ 41、42、69」）  
「なお、教科書検定は、学習指導要領や検定基準に基づき、検定時点における客観的な学問的成果や適切な資料等に照らして、記述の欠陥を指摘することを基本として実施している。すなわち、教科書検定は、教科用図書検定調査審議会によって行われた専門的・学術的な調査審議の結果に基づいて行われ、その結果は、そのまま文部科学大臣が検定の可否の判断に用いており、そのときどきの政府の方針や政策又は政治的意図が介入する余地はない仕組みとなっている」（「パラグラフ 41、42、69」）
3. 政府は同じ主張を自由権規約委員会の第 7 回日本政府報告審査の事前質問への回答で繰り返し（CCPR/C/JPN/7）、国連人権メカニズムの勧告を実施していない。
4. 日本出版労働組合連合会（以下出版労連）は、貴理事会に対し、上述の政府報告が事実と反するものであることをここに報告する。
  - (1) 2014 年、文部科学省（文科省）は教科用図書検定基準を改定し、近現代の歴史的事象に関する記述は、政府の統一した見解に従うものとした。
  - (2) 2021 年、政府は 2 つの閣議決定を行い、第二次世界大戦中の従軍慰安婦被害者の誘拐（trafficking）、および植民地化された朝鮮半島からの労働者の強制連行への政府の関与を否定するものであった。  
すなわち政府は今後、
    - (a) 「従軍慰安婦」に代わって「慰安婦」の語を用いる。
    - (b) 植民地朝鮮半島から日本への移住にはさまざまな形態があったので、強制連行を示唆するいかなる表現も用いない。
5. 文科省は同月に該当教科書発行者を対象とした説明会を開き、閣議決定に従って従軍慰安婦および強制連行などの記述の変更をしてもよいと述べた。また、発行者に対し、もしこの事実上の強制に従わなければ、文科大臣名で記述の変更を勧告することになるとも述べた。
6. 発行者は、それらの用語の変更を申請せよという文科省の示唆を受け入れるほかなかった。換言すれば、見かけは自主的だったが実際には強制であったのである。文科省は、教科書発行者が訂正を拒めば、当該教科書の発行を取り消す権限を有しているからである。
7. 2021 年度（2021 年 4 月から 2022 年 3 月）に実施された高等学校教科書検定では、前記パラグラフ 4 の (1) および (2) に関する訂正が 14 箇所あった。前年の 2020 年度は同様の訂正はわずか 2 箇所だったので、この増加は政治介入が引き起こしたことは明白である。
8. 出版労連は、教科書検定制度が政府または文科省に教科書記述に政治介入を許すものであると結論せざるをえない。政府は「そのときどきの政府の方針や政策又は政治的意図が介入する余地はない仕組みとなっている」（[Paragraphs 41、42、69]、A/HRC/35/22/Add.5 and para 156、CCPR/C/JPN/7）と主張するが、これは控え目に言っても不正確である。付言すれば、政府が A/HRC/35/22/Add.5 で教科用検定基準に言及しなかったのも不公正であり受け入れられない。

9. 出版労連は前特別報告者の報告、特にパラ 69（前掲）に同意し、その重要性を強調する。  
「政府は、学校教育課程の作成の全面的な透明性を確保することにより、公教育の独立性に有意義な貢献を行うべきである」。
10. 出版労連は、貴理事会が日本政府に対して、教科書内容をいかなる政治的干渉からも遮蔽するための実効的で有意義な手続きを設定することを勧告されるよう強く要請する。

## 5. 第4回 UPR 審査・レポート

### 日本航空不当解雇撤回原告団

- 1 余剰人員の削減を理由とする日航 165 名解雇（2010.12.31 運航乗務員 81 名、客室乗務員 84 名）を容認した最高裁決定（2015.2.4 2.5）から間もなく、東京高裁は、この解雇に先立って管財人ディレクターが、解雇を回避するための団体交渉を、虚偽の脅迫的言動（2010.11.16）により妨害し解雇を急いだ行為を、日本国憲法 28 条違反、労働組合法 7 条違反と認める決定を下した（2015.6.18）。そして最高裁も、この高裁判決を容認した（2016.9.23）。この新たな最高裁決定は、解雇回避の団体交渉を尽くさず解雇を急ぐ会社の不正を見逃した、先の最高裁決定の誤りを、最高裁みずから正したものに他ならない。
- 2 とりわけ、最近発覚した、JAL グループの『2010 年度 JAL グループ安全報告書』（国交省提出）には、2010.12.31 解雇の時点で、JAL の人員削減目標は、パイロットが 60 名、客室乗務員が 382 名、超過達成していた事実が克明に記載されている。この記載は、余剰人員削減のためと称して実行された JAL165 名解雇が、全く理由のないことを、赤裸々に物語るものに他ならない。
- 3 にもかかわらず日航は、165 名解雇以来、この解雇争議を関係労組との団体交渉を通じて解決する道を、頑なに拒み続けている。  
これまで ILO は、日航に対し、第 2 次勧告（2013.10.31）では、日航が先に解雇した客室乗務員 84 名を差し置いて 2012 年に新人客室乗務員 940 名を新採用したことに注目し、被解雇者 84 名の復職要求についてこそ、労使協議が確実に実行されることを期待すると勧告し、第 3 次勧告（2015.11.12）では、被解雇者 165 名の復職要求についてこそ、関係労使の、「意義ある対話」（meaningful dialogue）の維持によって解決を図ることの重要性を指摘し（勧告・第 60 項）、第 4 次勧告（2018.11.6）でも、各労組の共通の争議解決要求に向き合って討議を尽くし解決を図るよう、厳しく勧告した（勧告・第 25 項）。  
にもかかわらず、日航は、度重なる ILO 勧告を一切無視し、労組との団体交渉による争議解決を拒み続けている。10 年を超える長期争議の原因は、ここにある。
- 4 その一方、2010 年 12 月 31 日の 165 名解雇以降、2021 年 3 月末までに、運航乗務員 397 名、客室乗務員 6205 名が、日航に新採用された。けれども、解雇された 165 名中、解雇当時の原職に復帰する要求を認められた者は、現在まで、一人もいない。  
周知のとおり、1982 年 ILO 勧告（Recommendation 166）24 条 1 項には、  
「経済的、技術的若しくは構造的な性格又はこれと類似の性格の理由により雇用を終了された労働者は、使用者が同等の資格を有する労働者を再び雇用する場合には、再雇用に係る一定の優先権を与えられるべきである。ただし、当該労働者が再雇用の希望を離職後一定の期間内に表明していたことを条件とする。」と明記された。

日航が 2010 年 12 月 31 日の解雇以来、2022 年 3 月末までに運航乗務員 397 名、客室乗務員 6205 名を新採用しながら、被解雇者 165 名については、解雇前の原職復帰要求を一切拒否する背理、不合理は重大である。

- 5 日本政府は、このような日航の無法に対して、解雇争議の解決、正常な労使関係の回復を促す措置を採っていない。
- 6 第 4 回 UPR 日本審査の作業部会におかれては、日航と日本政府に対して、日航が関係労組との団体交渉により、関係労組の共通の要求に即した（in line with）公正な解決を図るように、適切な勧告を、日本政府と日航本社に対して発せられますよう、切望いたします。

## 6. 治安維持法の犠牲者に対し、日本政府が直ちに謝罪、賠償をするよう

### 貴委員会より勧告を！

#### 治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟

戦前の絶対主義的天皇政府が日中戦争、太平洋戦争へと侵略戦争を遂行できたのは、治安維持法下で徹底して国民の人権を弾圧し、政府のプロバガンダで国民を騙してきたからである。弾圧は残酷で人道に反するものであった。未だ反省も謝罪もしない日本政府は、その人権体質が継続されており様々な問題を現在にも引き起こしている。犠牲者は今も続く怒りと苦しみの中で政府に抗議し戦っている、高齢となった犠牲者に残されている時間はない。貴委員会から犠牲者への謝罪、賠償を日本政府に勧告されますよう強くお願いいたします。

治安維持法は1925年から1945年施行され、戦争反対、平和、自由、生活擁護を求める国民に対して猛威を振った。有名な作家小林多喜二は逮捕され虐殺された。作家としての手の指は折られ、首を絞められた跡、下半身は倍の大きさに膨れ上がり大量の内出血。このような拷問は多数で、特に台湾、朝鮮出身者、女性にとっては厳しかった。朝鮮人詩人のユン・ドンジュは逮捕され獄死、ユンと共に注射をされたと証言した同獄者も死因不明。女性は全裸にされ、暴力を受けた、「局部に棒を入れかき回し子宮の位置が狂った」と戦後証言した田代レツ、18歳の時である。戦争反対、自由、人権の尊重、労働者の権利、貧困をなくそうと、現在の日本国憲法で保障するあたりまえのことを求めた人々であった。「戦争はイヤだ」と言った者、本を持っていただけ、友人の姿を描いた者、宗教者、学生、農夫等社会主義運動に関わったことのない者、治安維持法第1条の「国体を変革しようとした者」でない者たちも多数含まれているのである。検束・拘留者は数十万人に及び、虐殺された者93人、刑務所内での虐待・暴行、発病などの獄死者400余人にも上る。

国家権力による国民へのこのような暴虐、凌辱行為は、治安維持法下であっても違法であり、いかなる時代にも合法とする法律はあり得ない。拷問禁止条約や自由権規約第7条、18条に違反、日本国憲法にも明らかに違反している。

1945年ポツダム宣言受諾により治安維持法は廃止されたが、その犠牲者に対して国の責任は一切放棄したままであった。国の反省と犠牲者への謝罪、賠償がなく、社会的にも法的にも犠牲者の人権と名誉回復がなされなかった。そのため戦後に於いても、犠牲者とその家族、親戚縁者、関係者まで「アカ」「国賊」「非国民」と誹謗されてきた。国の不誠実な対応が犠牲者だけでなくその2世にまで被害を引き継がせている。

1968年、治安維持法犠牲者たち200名が国に対し謝罪と賠償を求める本同盟を結成。以来

55年間、署名運動をし、国会請願をしてきた。署名は累計820万筆を超える。犠牲者の調査、顕彰活動、機関紙や運動理論誌の発行、映画製作、また、憲法改悪や、共謀罪など治安維持法体制の復活に反対する運動を諸団体と連携し進めている。会員は2万人を目指している。

私たちの請願に国会での政府答弁は「治安維持法は適法適正に成立され、運用も適法適正になされた」と不誠実な態度を繰り返してきた。このように言い放つ政府の態度は戦前と変わらぬ人権体制が継続していると考えざるを得ない。2007年、拷問禁止委員会の日本政府審査の結論と勧告の中で、「拷問や虐待に匹敵する行為が時効の対象になっていることに憂慮し」「それら深刻な犯罪についての捜査、起訴及び処罰を妨げうることに懸念」「締約国は、(略)時効にかかることなく捜査が行われ起訴され処罰がなされるように、規則や法規定の見直し、条約上の義務に従ったものにすべきである」と述べられている。

治安維持法犠牲者は皆高齢で残された時間は短い。最高齢の水谷安子さんは109歳、100歳になる菱谷良一さんは若者に支えられながら今年も「国会請願に行く」「無念のまま亡くなった友人や犠牲者たちの思いを背負って行く」と運動の先頭に立たれている。犠牲者にとって最後の訴えに、貴委員会より日本政府への勧告を出していただきますようお願いいたします。